

「電子記録移転権利の募集の取扱い等及び引受けに関する規則」に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、電子記録移転権利の募集の取扱い等及び引受けに関する規則（以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(審査に係る個別資料)

第2条 規則第9条第2項に規定する細則に定める資料は、次に掲げるものとする。

- 1 調達資金使途
- 2 予想貸借対照表及び予想キャッシュ・フロー表
- 3 利益計画
- 4 最近の財政状態及び経営成績
- 5 事業等のリスクに関する検討事項
- 6 その他正会員が必要と認める資料

(審査資料の受領の取扱い)

第3条 規則第9条第2項に規定する正会員の審査資料の受領の取扱いは、審査を行うために十分な期間前までに受領すること。

(審査項目の細目)

第4条 規則第10条第1号に規定する審査項目の細目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 発行者及びその行う事業の実在性
発行者及び行う事業が実在していることの確認
- 2 発行者の財務状況
イ 発行者の財務状況及び資金繰りの状況
ロ 発行者の経営成績
- 3 事業計画の妥当性
イ 事業計画・利益計画の策定根拠の妥当性
ロ 事業のリスクに関する発行者による分析・評価の妥当性
ハ 利益計画の達成状況
ニ 事業継続に当たって重要な契約の締結状況
ホ 権利の確保の状況
ヘ エンジニアリングレポート（建物の状況、リスク等の調査に関する報告書をいう。以下同じ。）の内容等
ト 権利の取得価格及び取得の経緯
- 4 発行者等の法令遵守状況を含めた社会性
イ 発行者等の経営者等による法令遵守やリスク管理等に対する十分な意識の有無
ロ 許認可等の手続を要する事業にあつては必要な手続の履践状況
ハ 金融商品取引業等に関する内閣府令第125条に定める分別管理を確保するための措置の状況
ニ 反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況
ホ 発行者等の適切な業務遂行能力

- 5 資産運用の健全性（発行者が資産運用を資産運用会社に委託する場合における資産運用の健全性を含む。）
 - イ 発行者と資産運用会社及びその親会社等との関係
 - ロ 資産運用会社、その親会社等及びその他利害関係人との利益相反取引に対する牽制のための体制
 - ハ 資産運用会社の反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況
 - ニ 利害関係人との取引の必要性及び取引条件の妥当性
 - 6 当該正会員と発行者との利害関係の状況（当該正会員が当該電子記録移転権利の発行者である場合を除く。）

発行者と正会員の出資関係、役員派遣、取引等の関係の状況
 - 7 当該電子記録移転権利に投資するに当たってのリスク
当該電子記録移転権利に投資するにあたって投資者が負うリスク（第9号に規定するリスクを除く。）
 - 8 調達する資金の使途
 - イ 目標募集額の事業計画及び事業者の財務状況に照らした合理性
 - ロ 目標募集額及びその使途の事業計画と整合性
 - ハ 過去に調達した資金の充当状況
 - 9 当該電子記録移転権利の保有又は移転の方法その他当該電子記録移転権利の仕組みに関するリスク
発行者が電子記録移転権利を保有又は移転するために使用する電子情報処理組織等及びその管理態勢等に投資者保護上存在するリスク
 - 10 適切な開示
 - イ 組合等の状況、投資リスク等、開示内容の適正性、開示範囲の十分性及び開示表現の妥当性
 - ロ 調達する資金の使途の適切な開示
 - ハ 法令に基づく情報開示を適正に行える体制
- 2 規則第10条第2号に規定する審査項目の細目は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 1 発行者及びその行う事業の実在性
発行者及び行う事業が実在していることの確認
 - 2 事業計画の妥当性
 - イ 事業計画・利益計画の策定根拠の妥当性
 - ロ 事業のリスクに関する発行者による分析・評価の妥当性
 - ハ 利益計画の達成状況
 - ニ 事業継続に当たって重要な契約の締結状況
 - ホ 権利の確保の状況
 - ヘ エンジニアリングレポートの内容等
 - ト 権利の取得価格及び取得の経緯
 - 3 発行者等の法令遵守状況を含めた社会性
 - イ 発行者等の経営者等による法令遵守やリスク管理等に対する十分な意識の有無
 - ロ 許認可等の手続を要する事業にあっては必要な手続の履践状況
 - ハ 反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況
 - ニ 発行者等の適切な業務遂行能力
 - 4 資産運用の健全性（発行者が資産運用を資産運用会社に委託する場合における資産運用の健全性を含む。）

全性を含む。)

- イ 発行者と資産運用会社及びその親会社等との関係
 - ロ 資産運用会社、その親会社等及びその他利害関係人との利益相反取引に対する牽制のための体制
 - ハ 資産運用会社の反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況
 - ニ 利害関係人との取引の必要性及び取引条件の妥当性
- 5 当該正会員と発行者との利害関係の状況（当該正会員が当該電子記録移転権利の発行者である場合を除く。）
- 発行者と正会員の出資関係、役員派遣、取引等の関係の状況
- 6 当該電子記録移転権利に投資するに当たってのリスク
- 当該電子記録移転権利に投資するに当たって投資者が負うリスク（第8号に規定するリスクを除く。）
- 7 調達する資金の用途
- イ 目標募集額の事業計画及び事業者の財務状況に照らした合理性
 - ロ 目標募集額及びその用途の事業計画と整合性
 - ハ 過去に調達した資金の充当状況
- 8 当該電子記録移転権利の保有又は移転の方法その他当該電子記録移転権利の仕組みに関するリスク
- 発行者が電子記録移転権利を保有又は移転するために使用する電子情報処理組織等及びその管理態勢等に投資者保護上存在するリスク
- 9 適切な開示
- イ 信託財産の状況、投資リスク等、開示内容の適正性、開示範囲の十分性及び開示表現の妥当性
 - ロ 調達する資金の用途の適切な開示
 - ハ 法令に基づく情報開示を適正に行える体制

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。